

建設業法施行令の改正に伴う取り扱いについて

建設業法施行令の一部改正の趣旨に基づく取扱いを次のとおり適用します。

建設業法施行令の一部を改正する政令（平成28年政令第192号）の概要

I 概要

特定建設業の許可及び監理技術者の配置が必要となる下請契約の請負代金の額の下限について、建築一式工事にあつては4,500万円から6,000万円に、建築一式工事以外の建設工事にあつては3,000万円から4,000万円に、それぞれ引き上げる。

工事現場ごとに配置が求められる主任技術者又は監理技術者を専任で配置することが必要となる重要な建設工事の請負代金の額について、建築一式工事にあつては5,000万円から7,000万円に、建築一式工事以外の建設工事にあつては2,500万円から3,500万円に、それぞれ引き上げる。

II 施行日

平成28年6月1日（請負契約の時点にかかわらず、全ての工事について適用）

◆長門市発注工事での適用について

監理技術者又は主任技術者の途中交代を行うことについては、【監理技術者制度運用マニュアル】（平成16年国総建第315号）を遵守し、工程上一定の区切りと認められる時点とするほか、工事の継続性、品質確保等に支障がないよう留意し、発注者が認めた場合には次の手続きにより処理を行うことができるものとします。

監理技術者から主任技術者への途中交代について

○交代に係る手続き

受注者は、交代する技術者について、「技術者選任届」の変更を「工事打合簿」に添付し発注者と【協議】を行い、双方記名押印を行う。